

令和元年8月23日

国家的に重要な研究開発の事前評価について

1. 概要

総合科学技術・イノベーション会議では、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成17年10月18日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成29年7月26日一部改正）に基づき、新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発のうち、科学技術政策上の重要性等に鑑み、評価専門調査会において評価すべきと認めたもの（事前評価）について、評価専門調査会において調査検討を行うものとされている。

今般、各府省に対して、令和2年度概算要求に伴う新規研究開発案件の調査を行い、対象となる研究開発案件がある場合は、事前評価を実施することとする。

2. 評価対象案件の選定

(1) 対象となる研究開発案件の選定方法

新規研究開発案件の全体像を把握するために、第123回評価専門調査会で決定された、「国費総額200億円以上」又は「令和2年度概算要求額20億円以上」の研究開発案件を対象に調査し、その結果を踏まえ、評価専門調査会において、事前評価の対象となる総額約300億円以上の大規模研究開発案件（以下「大規模新規案件」という。）を選定することとする。

(2) 各府省に対する調査の結果

「国費総額200億円以上」又は「令和2年度概算要求額20億円以上」の研究開発案件を調査した結果は下表のとおり。

実施省	研究開発名	実施期間 (年度)	令和2年度 概算要求額 (億円)	国費 総額 (億円)
経産省	官民による若手研究者発掘支援事業	R2～R6 (5年間)	27.5	未定
経産省	カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発事業	R2～R8 (7年間)	20	182
経産省	太陽光発電の導入可能量拡大等に向けた技術開発事業	R2～R6 (5年間)	40	200
経産省	水素社会実現に向けた革新的燃料電池技術等の活用のための研究開発事業	R2～R6 (5年間)	75	275

3. まとめ

今回の調査において、大規模新規案件に該当するものはなかった。